

就農届

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社理事長

[申請者]

住 所：〒

氏 名：

T E L：

以下のとおり就農しましたので新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の（7）の規定に基づき就農届を提出します。

研修終了日	年 月 日		
独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した日	年 月 日		
就農形態	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承（ <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部） <input type="checkbox"/> 雇用就農 農業法人等の名称・住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 親元就農 □親の経営の全体を継承、□法人の（共同）経営 □親の農業経営とは別に新たな部門を開始 経営継承、法人の（共同）経営、又は新たな部門を開始する予定期限 年 月 ※1		
就農地の市町村			
経営耕地 (a) ※2	所有地		
	借入地		
営農作物※2			

経営開始資金の受給 ^{※2}	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定
農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業又は雇用就農資金の活用 ^{※3}	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定

※下線部は、研修終了後に親元就農し、その後、当該農業経営を継承する、法人の（共同）経営者となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始することにより独立・自営就農した場合は「親元就農」とする。

※1 親元就農時の就農報告の場合のみ記入できる。

※2 独立・自営就農の場合のみ記入

※3 雇用就農の場合のみ記入

添付書類

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類、農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類及び通帳の写し（独立・自営就農の場合）
- ・雇用契約書等の写し（雇用就農の場合）
- ・青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）書の写し（親元就農の場合）
- ・家族経営協定等の写し（親元就農の場合）